

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おりすと福祉会（以下法人という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし役員等が職員ならびに非常勤の場合、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、月額20万円までとする。

(通勤手当)

第3条 法人の役員等に対して通勤手当を支給する。ただし役員等が職員である場合、これを支給しない。

2 前項の通勤手当は、月額5千円までとする。

(支給日)

第4条 役員等の報酬は、毎月末日（支給日が銀行休行日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第5条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償費は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当及び宿泊料は、次のとおりとする。

区分	役員等	金額
日当	理事	5,000円
	評議員	3,000円
	監事	10,000円
宿泊料	役員等	13,000円

(改正)

第6条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(1) 平成19年4月1日規程の一部改正

(2) 平成21年4月1日規程の一部改正